

平成30年度事業計画書

児童発達支援事業及び
放課後等デイサービス事業
おひさまキッズ

1, 基本理念

おひさまキッズは、「療育の最大の目的は、子どもの幸福である。」との理念に基づき、「子どもにおける最大の環境は、療育者自身である。」との自覚を持ち、児童の主体性と個性を尊重し、様々な場面において可能な限り自己決定できるよう支援します。

2, 基本方針

本事業は、子どもの「たのしそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に、子どもが主体的に日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団活動に適応することができるよう支援します。また生活能力の向上のために必要な経験が出来るような環境を提供し、及び社会との交流を図ることができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

3, 事業内容

今年度中に児童発達支援事業10名・放課後等デイサービス10名に定員を変更し、各事業に児童発達支援管理責任者を配置する。多機能事業所としての機能は残しつつ、より専門性を追求できるよう、各事業に職員を配置する。一方、和光学園と職員交流を図ることで、相互の職員がより多角的な見方や支援ができるようにしていくことで、共生型サービスを模索していく。

(1) 児童発達支援事業

- ①日常生活における基本的動作の指導
- ②日常生活における知識技能習得の指導
- ③給食を基本にした食育の取り組み

(2) 放課後等デイサービス事業

- ①生活能力向上のための訓練
- ②社会参加の機会の提供

(3) 共通

- ①家族の安定と仲間づくりの支援
- ②関係機関との連携や、情報提供、相談活動
- ③健康管理
- ④コミュニケーション技能の習得

4, 療育方針

(1) 児童発達支援事業

- ・楽しくおいしく食べられる力をつける。
- ・すっきりした、自分でできたと感じられる排泄支援。
- ・心地良い、自分でできた達成感を味わえる着脱支援。
- ・基本的運動機能・体力を養う。(感覚・運動・模倣・制作遊びなど)
- ・集団生活適応の訓練(他者を意識した遊びや順番を待つなど)
- ・「伝わった」「やってみたい」「できた」が得られる、安心感を持てる環境を作る。

(2) 放課後等デイサービス事業

- ・集団における役割を担う。
- ・余暇時間の過ごし方を身につける。
- ・様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。
- ・自己表現の方法を見つける。
- ・自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。

(3) 家族に対して

- ・懇談会や保育参加、個別相談を通して、障がいの特性を理解し受容を促進する。
- ・親子行事などを通して、家族同士の交流・情報交換の場の提供をする。

(4) 地域に対して

- ・ボランティアの受け入れにより、多様性の理解を広げる。
- ・健診後の支援活動と各機関との連携。

5, 指導方法

(1) 児童発達支援事業

- ①個別療育：希望者及び必要に応じて実施
 - 地域療育等支援事業で派遣される専門家による、発達検査・個別評価を行う。
 - 子どもが通う幼稚園や保育園、学校また病院などとの情報交換及び連携を図る。
 - 個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。

②集団療育：単独通園及び母子通園

- 母子通園では、母親を中心とした対人関係からの広がりを培う。
- 単独通園では、様々な遊びを通して基本的運動機能の確立及び体力の向上を目指すとともに、友達との交流を通して適切な対人関係を築けるように支援する。
また、日常生活における基本的動作の獲得及び知識技能の習得ができるよう、あらゆる機会を通して「自分でする」よう促し、励まし、待ち、褒めて支援する。
- 音楽療法士によるリトミックを通し、五感を意識して使う感覚を身につける。
- 社会体験学習では、クッキングや外食など様々な体験をする事で「楽しい」経験を広げられるようにする。

(2) 放課後等デイサービス事業

- 集団における過ごし方を身につけられるよう、様々な機会を通して支援するとともに、お手伝い・係活動などを行うことで、集団における役割を担う機会を作る。
- 社会体験学習では、様々な資源を適切に活用できる機会を作るとともに、余暇の充実や、将来に向けての期待になるよう支援する。
- 得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるよう支援する。

(3) 家族：主に母親

- 個別懇談による悩み、状況などの掌握。
- 母親の交流の場の提供
- 障がいについての勉強会や資料の提供

(4) 地域療育等支援事業

- 臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語療法士等専門家との連携により、子供の状況を多角的にとらえることで、スタッフや保護者に助言したり、支援の手がかりにする。

6、事業運営管理

(1) 会計事務処理

会計処理において、経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続き等においては、経理規定等に則り、正規の簿記の原則に従い3つの要件①網羅性②立証性③秩序性を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財務状態及び経営成績を適正に把握できるように正確な経理処理を行う。

(2) 安全対策

事故や災害等に対する認識を深めるため、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めると共に、施設設備の保全

に万全を期す。

(3) 保健衛生

登園時の健康観察、検温等による健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。疾病を持った児童に対しては、保護者・関係機関と連携し安定回復に努める。

また、うがい・手洗い・歯磨きの励行・衣服調整等の意識付けを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。

(4) 給食

栄養のバランスや適切な摂取カロリー等、児童に合った形態の食事の提供を行うことにより、食事の面から児童の健康を支援する。

(5) 職員研修

職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識の向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会への参加を奨励する。また種々の資格取得について奨励し支援する。

(6) 権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原則として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止を目指して設けた、児童の人権を守るためのマニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた「社会福祉法人愛光会 人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし、法人から独立した外部有識者で構成する第三者委員会を設ける。第三者委員は5名とし、人権擁護を推進し、相談・苦情解決の円滑・円満な解決を図る。

児童及び家族の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関する規則」により個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

(7) 利用者並びに職員等にかかるマイナンバー（個人番号）の取り扱い

平成25年のマイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の成立を受け、平成27年10月から日本国内に住み票があるすべての人に対してマイナンバーの通知が行われ、平成28年1月1日から社会保障や税金の申請や手続き・管理、災害対策の行政手続き等にマイナンバーが用いら

れることとなった。

当事業所を利用している利用者については現在、取り扱いはないが、今後、預かり取り扱いの必要が出てきた場合の管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱規程」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱う。

職員についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人情報ファイル等を部外者へ提供する等不正がないよう取り扱う。

（８）地域貢献（公益的活動）

市社協や地元自治会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用し、地域生活支援の拠点の1つとなり、子どもの貧困問題等に対して居場所作りや学習支援など、事業所の特性を活かして継続的に実施できる地域貢献活動の検討・準備を行う。

（９）法令遵守

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

7、契約状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
男	0	0	2	3	3	9	17
女	0	0	0	1	2	2	5
計	0	0	2	4	5	11	22

鹿屋市 38名
垂水市 9名
錦江町 1名
肝付町 3名

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
男	4	3	3	1	0	2	2	3	2	3	4	0	27
女	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	6
計	4	5	3	1	0	2	2	4	2	4	6	0	33

（平成30年4月1日推定） 契約者計 55名

8, 行事計画

月	行 事	月	行 事
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・個別評価 ・春休み 	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・社会体験学習 ・集団評価 ・ミニ運動会
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・集団評価 ・個別相談 ・母親懇談会 	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・社会体験学習 ・個別評価 ・母親学習会
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・個別評価 ・社会体験学習 ・母親学習会 	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・クリスマス会 ・餅つき（親子行事） ・避難訓練 ・冬休み
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・社会体験学習 ・集団評価 ・夏休み ・母親懇談会 	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・社会体験学習 ・集団評価 ・冬休み ・母親懇談会
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・避難訓練 ・個別相談 ・親子行事 	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・社会体験学習 ・個別相談 ・母親学習会
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・社会体験学習 ・個別相談 ・母親懇談会 	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・親子遠足 ・個別相談 ・春休み